

# 単組として新たな闘いへ 06賃金確定闘争

# 組織の総力をあげて



東京清掃労働組合  
千代田区飯田橋3-9-3  
TEL (3237) 9995  
毎月5日15日25日発行  
1部20円

編集責任  
中央執行委員会

## わが組合の綱領

- 一、われわれは健全なる自主的組織を確立し、生活諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。
- 二、われわれは労働の社会的意義を顕揚し、都区政の徹底的民主化を期す。
- 三、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を建設し、世界平和に貢献せんことを期す。

# 06賃金確定闘争特集号

らも、24日の団体交渉で区長会から一定の考え方が示される予定となっていますが、厳しい内容となること予想されます。

取り進む初めての闘いで、地公労法適用の労働組合としての法的な条件も十分に活かした闘いの構築が求められています。

10月12日に出された特別区人事委員会勧告を受け、24日に予定されている団体交渉で区長会からの一定の「考え方」が示される予定ですが、わが組合からは「要求書」を提出する予定です。今次確定闘争は、わが東京清掃労働組合が単組として初めて取り組む確定闘争となります。23日の第6回中央委員会で「闘争方針」「要求書」、闘争日程等が確認されました。

本部、区長会会長へ要請  
本部三役は勧告が出された後、直ちに区長会会長に対して要請を行い、納得できる現業職給料表を早急に示し、十分な協議を尽くすことを強く求めました。区

清掃独自課題の取り組み  
また、給与改定交渉と平行して技能長等の昇任選考や給料表切替による最高号給到達者の処遇の問題等、身分切替に伴う清掃独自の重要課題も精力的に協議を進めます。

10月23日の第6回中央委員会で給与改定期における「06年賃金確定等に勝利するための闘争方針」および区長会に対する「要求書」、具体的な行動計画や日程等が確認されました。この間の都労連闘争で培った経験を基礎としながら「闘争方針」や「要求書」、闘争日程等に沿って、高率でのスト権の批准やステッカー闘争、署名行動などの大衆行動を配置し取り組みます。

## 一方的な不当勧告

10月12日に特別区人事委員会が23区長と23区議会議長に対して出した給与等に関する勧告は、比較対象企業規模の引き下げという一方的な官民比較方法の見直しによる給与のマイナス改定や給料表のフラット化、地域手当の本格導入が勧告

されるなど、かつてない厳しい内容でした。労働基本権の制約に対する代償措置としての責任を放棄し、国の指導に追随した政治的勧告と言えるものです。

止めております」旨の発言がされました。このことが

合が完全区移管以降、自ら

06年賃金確定期における行動予定		10月23日現在	
月	日	予定	当局日程
10月	23	第6回中央委員会	
	24	団体交渉	
	25		
	26	小委員会交渉、専門委員会交渉	
	27	第1波総決起集会（1割予定）	
	28	スト権批准投票	
	29		
	30	専門委員会交渉	
	31	専門委員会交渉	
11月	1		助役会役員会
	2	団体交渉	
	3		
	4		
	5		
	6	専門委員会交渉	助役会総会
	7	専門委員会交渉	
	8	各地連総決起集会	
	9	専門委員会交渉	
	10	専門委員会交渉（予備日）	区長会役員会
	11		
	12		
	13	専門委員会交渉	
	14	専門委員会交渉	
	15	第2波総決起集会（1割、大田区役所予定）	
	16	区長会要請、座り込み行動	区長会総会
	17	専門委員会交渉（予備日）	
	18		
	19		
	20	第3波総決起集会（2割予定）	助役会役員会
	21	小委員会交渉、団体交渉	
	22		
	23		
	24		
	25		
	26		
	27		
	28		
	29		
	30		

事業移管以降の各区段階での様々な協議からも当局側はブロック単位での連絡・連携を図っていることが伺えます。本部と支部、総支部を闘いの基礎としながら、地連を中心軸とした総決起集会の開催やブロック幹事である役員区長への要請行動等の取り組みも重要となります。

完全区移管後の単組・東京清掃の組織をゆるぎないものにするために、十分な意思統一の下に職場の総力を結集して闘いを進めます。